

許可番号 第07660003282号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北九州市門司区新門司三丁目25番

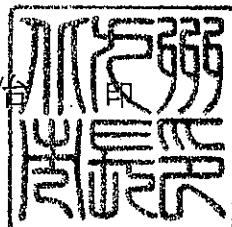
氏 名 株式会社 野原商会

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 野原 和彦

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日 令和 4年 6月 2日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 11年 6月 1日

1 事業の範囲

別紙1のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類

別紙2のとおり

3 許可の条件

積替えを行うにあたっては、種類、性状又は排出事業者が異なる特別管理産業廃棄物を混合しないこと。

感染性産業廃棄物の収集運搬においては、車両に搭載した断熱収納庫を用いて行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月 2日 新規許可
平成 10年 6月 2日 更新許可
平成 20年 6月 2日 更新許可
平成 27年 9月 18日 许可

平成 9年 3月 3日 変更許可
平成 15年 6月 2日 更新許可
平成 27年 6月 2日 更新許可
令和 4年 6月 2日 更新許可

5 積替え許可の有無 記載なし

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

1 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

燃え殻(カト)ミム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダルトイシ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマシン、チオバソカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はタキサン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸(水素イソ濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジソ、チオベニンカルバ、ベソゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダルキサン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベニンカルバ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

鉱さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廢石綿等

以上 9 種類

積替え又は保管を含む

燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイキシ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウム、シマジン、チオベニカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエチレン、シス-1,2-ジクロエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマゾン、チオベンカルバ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ（水素付濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマゾン、チオベントカブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はグリキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 7 種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類

所在地：北九州市門司区新門司三丁目25番（本社工場）

面 積：10.5 平方メートル

特別管理産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉛さい、ダスト類
以上7種類

所在地：北九州市門司区新門司三丁目71番1（新門司倉庫）

面 積：100.65 平方メートル

特別管理産業廃棄物の種類：汚泥、廃油、廃酸
以上3種類

所在地：北九州市門司区新門司三丁目52番（新門司第2工場）

面 積：1.84 平方メートル

特別管理産業廃棄物の種類：廃油
以上1種類

以下余白

